

リファレンスシステム収録用経営情報データの調達

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の中小企業事業本部顧客支援室が実施する「リファレンスシステム収録用経営情報データ」の調達を、次のとおり公募に付す。

本件は、現在「リファレンスシステム収録用経営情報データ」の提供を行っている特定業者のみが履行可能と考えるが、他に履行可能である者の有無を確認するために公募を実施するものである。

1 定義

(1) リファレンスシステム

リファレンスシステムとは、公庫の中小企業事業で利用しているシステムで、公庫内外の様々な資料（「総研レポート」や「経営情報」等の公庫内資料及び経営参考資料として市販されている外部購入の文書等）から、職員のニーズに合致した情報を迅速かつ的確に取得することで、顧客の経営課題解決支援及び顧客満足度の向上を図ること等を目的に導入するものをいう。

(2) 経営情報データ

経営情報データとは、公庫の中小企業事業本部における顧客の経営課題解決支援等への活用を目的とし、中堅・中小企業の経営課題の解決や経営上の意思決定に関して、有用な情報が相当数収録されているものであり、公庫中小企業事業の役職員による利用のほか、公庫中小企業事業の顧客への提供が許諾されているものをいう。

なお、リファレンスシステムの利用ユーザー数は最大1,600名を予定している。

(3) 顧客

顧客とは、公庫のサービスを利用している先及び公庫職員が取引開始に向けて接触を行っている先並びにその親会社、子会社及び関連会社をいう。

2 調達の内容

経営情報データは次の全てを満たすものとする。

(1) 公庫中小企業事業の顧客である中堅・中小企業者の経営課題の解決や経営上の意思決定に関して有用な情報であること。

(2) 以下のテーマを全て網羅していること。

- ア 経営戦略・経営管理
- イ 経営者
- ウ 人事・労務
- エ 生産・管理
- オ 販売・サービス、物流
- カ 財務・会計
- キ 金融・資金繰り
- ク 法務・税務
- ケ 業種業界動向

コ 助成金・補助金

- (3) 経営情報データ総数は 10,000 件以上であること。
- (4) 各経営情報データの情報は、約 5,000 字（A4 サイズで概ね 5 ページ程度）であること。
- (5) 収録されている経営情報データが陳腐化しておらず、定期的に内容の点検、及びデータの追加、更新、削除等（以下「メンテナンス」という。）が行われていること。
また、メンテナンス内容の一覧を提供すること。
- (6) 経営情報データについて、内容に明らかな誤記載が認められる場合には、公庫から個別に修正を要求できること。
- (7) 第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密、ノウハウその他の知的財産権を侵害していないこと。
なお、公庫において経営情報データの改変は行わない。
- (8) 公庫の役職員による利用（複製を含む。）が可能であること。
- (9) 公庫の役職員からその顧客への提供が可能であること。
- (10) ファイル形式は PDF 形式とすること。
また、提供する PDF ファイルについては、検索のためのテキスト及び画像の抽出が可能な状態（コピーガード等のセキュリティ設定を行わない状態）で提供すること。検索のためのテキスト及び画像の抽出が可能な状態での提供ができない場合は、PDF ファイルと同じ内容の Word 形式のファイル又はテキスト形式のファイル（以下「テキストファイル等」という。）を、PDF ファイルとテキストファイル等を紐付けるための一意のコード（別途調整）を付加して提供すること。
なお、Excel 形式での提供は不可とする。
- (11) 納入時点で最新の経営情報データを DVD に収録して提供すること。
- (12) 公庫指定の様式（別途調整）により提供資料の一覧表（Excel 形式）を併せて提供すること。

3 データ提供期間

令和 5 年 1 月 4 日から令和 6 年 1 月 3 日までとする。

ただし、リファレンスシステムでの動作検証等のため、事前に（令和 4 年 11 月中旬を予定。別途調整）、経営情報データ（テスト用データ）を無償で提供すること。

4 参加者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格、「役務の提供」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (2) 経営情報データの提供について、競争参加資格確認申請書の提出時点で国内の金融機関又は中小企業者に対し今次調達する経営情報データの提供を有償で行っていること。
- (3) 項番 2 調達の内容に記載した基準を全て満たすことができる者であること。
- (4) 次の各項に該当しない者であること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (7) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者
- (8) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

5 申込方法

参加を希望する者は、令和4年7月26日（火）15時00分までに、参加申込書（別添1）及び項番6に示す提出書類を項番7の申込・問合せ先へ、項番8の提出方法にて提出すること

6 提出書類

(1) 参加資格があることを証明する書類

ア 法人登記簿謄本（申込前3ヵ月以内に発行されたもの（原本））

イ 財務諸表（直近2期分）

ウ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）又は同（その3の2）若しくは同（その3の3）

エ 適合証明書（別添2）

オ 誓約書（別添3）

（注） ア、イ及びウは、令和04・05・06年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(2) 見積書（様式適宜）

本調達を履行するために必要となる一切の費用を含めること。

7 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号（大手町フィナンシャルシティノースタワー）

株式会社日本政策金融公庫 管財部 契約課

担当：高橋 光司

電 話：03-3270-1552

F A X：03-3270-1441

8 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番7における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

9 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

別添1
平成 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和4年7月11日付で公告した「リファレンスシステム収録用経営情報データの調達」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

担 当 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
FAX 番号	
E-MAIL	

適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫

管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

本件にかかる「参加資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

	参加資格	合否判定の根拠となる事由
1	経営情報データの提供について、競争参加資格確認申請書の提出時点で国内の金融機関又は中小企業者に対し今次調達する経営情報データの提供を有償で行っていること	【提供実績について、提供先及び契約日（納入日）を記載すること。】 提供先： 契約日（納入日） ：
2	項番2 調達の内容に記載した基準を全て満たすことができる者であること。	【参加資格の条件の適合の有無を選択すること。】 有 ・ 無

平成 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫

管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行うリファレンスシステム収録用経営情報データの調達に関し、下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) (2) に該当する者を入札代理人として使用する者。
 - (4) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。(3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者。
- 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- 4 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者

以 上